	問3 暗	宝児	問4 加	加配を宝施し	 している場合の国の陪覧	問5 加配を実施している場合の具体的内容(複数回答可)								
	を受け入 いる学堂 課後児を加 ているか	を受け入れて 児受: いる学童に放	け入れて 学童に放 児童支援 を加配し るか	入れて 童に放 童支援 加配し か	入れて は を を を を を を を を を を を を を を を を を を	、 れて は で は で で で で で で で で で で で で で で で で	児受入推 の活用状 国事業の 範囲内で 加配して	進事業、 況 国事業を 上回って 加配して	章害児受入強化推進事業 	障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。	通常の人員配置に加えて、配慮が必要となる児童に対しての加配対応を想定した人員 をあらかじめ配置。	現場の支援員からの聞き取りの 上で、必要に応じてクラス加配として として	その他	備考
	はいし	いえ	いる	いる		①障害児童2名につき1名の職員配置を想定。		配置。						
千代田区	0		0			〇 ②特定障害児が在籍する場合は、児童1人に対し1名を想 定。								
中央区	0			0				0						
港区	0			0		常時介助を有する障害児に1人につき、非常勤職員1人を配置する。常時介助の必要はないものの、軽・中程度の障害児が1施設等に3人以上在籍した場合は、児童3人に対して非常勤職員1人を配置する。軽・中程度の障害児及び軽度発達障害児が3人未満の場合は、当該児童の障害の程度、施設等の状況等に応じて、非常勤職員を配置する。								
新宿区	0			0		(1) 障害児等が1名利用する場合 学童クラブに新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項または第4項に ○ 該当する職員を1名配置する。 (2) 2名以上の障害児等が同一学童クラブを利用する場合 障害の程度、学童クラブの状況等に応じて、更に前号に規定する職員を必要数配置する。								
文京区	0			0		○ 障害児1人につき、職員を1人加配している。								
台東区	0			0		加配職員1名に対して障害児等2名までとなるよう配置し ○ ている。ただし、配慮の必要度が高い対象児童がいる場合、必要に応じて加配職員を増員している。								
墨田区	0			0	○活用していない	○ 障害児2人に対して職員を1人配置している。 ○ 障害児2名につき加配1名を基準とする。		0						
品川区	0				医育 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		医療的ケア児以外の障害児については、教育委員会が示す児童・生徒見込み数に基づき、学童クラブ参加児童見込み数を算定し、児童3名にき1名加配する目安で人員を配置している。	린 린 O	医療的ケア児については、実施要領を策定し、個別の登録申請に基づき、状況に応じて看護師を配置している。					
目黒区	0			0		害児1名につき臨時職員1名、2名につき非常勤職員1名 がプラスで加配される。(障害児4名の場合は非常勤職員 2名)ただし、個別対応が必要な児童に関しては更に加配 がある。(目黒区障害児保育協議会で職員配置基準を設け ている)また、医療的ケア児に関しては1名に対して、非 常勤職員1名と看護師1名を加配する。 ※公営の場合は 会計年度スタッフ職員(非常勤職員)、会計年度アシスタ ント職員(臨時職員)								
大田区	0			0		○ 大田区学童保育における特別な配慮を要する児童の受入れ に関する実施要領の定めによる								
世田谷区	0		0			15月 7 の大地女際のため156 の		0						
渋谷区	0		0						1件ごと個別に検討する。対象児童の保護者からの聞き取りを基に現場との相談のうえ、加配配置を決定する。	<u> </u>				
中野区	0				〇活用していない				診断の有無に関わらず、現場の支援 員からの聞き取りの上で、危険回過 能力等の発達の度合いに合わせてる 段階(A・B・C)で加配数を決定し ている。(A1:1、B2:1、C加 配なし)	<u>ŧ</u>				

	問3 障害児		害児 問4 加配を実施している場合の国の障害			国の障害	問5 加配を実施している場合の具体的内容(複数回答可)						
	を受けいる学	入れて	児受入推 の活用状	進事業、 況	障害児受入強化	推進事業					現場の支援員からの聞き取りの		
	課後児 員等を	.童支援 加配し	国事業の 範囲内で	国事業を上回って	2014	<u></u>		 障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。 		常の人員配置に加えて、配慮が必要とな 記章に対しての加配対応を想定した人員 5らかじめ配置。	上で、必要に応 じてクラス加配	その他	備考
	ている	かいれる	加配して	加配して いる	しての他				- 0		として支援員を 配置。		
杉並区	0	0.0.2		0	令ていずにをいずいではいないない。	を行って 学童クラ ては障害 入れてい	〇(公設	杉並区学童クラブ事業運営要綱に基づく特別支援児童入会			〇(民設)		
豊島区	0		0									障害児のみならず総合的な要素を表 〇 慮して児童支援員等を配置してい る。	
北区	0		0						0	委託学童については配慮が必要となる児童を各学童クラブで原則3名以内の範囲で受け入れることとし、上回る場合は事業者と別途協議。			
荒川区	0			0								障害児の受け入れ及び加配について (は、受入審査会にて審査を行い、加配人員を決定し配置している。	
板橋区	0			0					0	支援が必いなる児童では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		特別支援学級がある学校の施設(1:O)施設)については、通年で職員1名を加配している。	
練馬区	0		0				0	障害児受入推進事業の基準に沿った臨時職員配置をしてい る	0	条件付き障害児1名につき非常勤職員1人を配置 障害があり、かつ医療的なケアが必要な児童については非常勤職員の看護師を配置。			
足立区		0											問3 加配の実施の有無については、足立区では発達支援児の受け入れる場合に委託経費等の加算はしていますが、国が言うところの加配制度とは異なると判断して「無」としています。
葛飾区	0				公実1は認お上て私実1は認おでる:〔時現可てっる:〔時現可て配い立績時、不い加。	和5年のでめ範配 3年のでめ範配 3年のでめ範配 3年のでめ範配 3年のでめ範別 日年のは〕囲	0	公立 (1)特別支援学校に通学する障害児等1人に対して会計年度任用職員(旧非常勤職員)1人を配置する。 (2)特別支援学校に通学する障害児等以外の障害児等(経過観察児を除く)2人に対して会計年度任用職員(旧臨時職員)1人を配置する。 (3)特別支援学校に通学する障害児等以外の障害児等(経過観察児を除く)3人に対して会計年度任用職員(旧非常勤職員)1人を配置する。 (4)判定委員会において、個別の配慮が必要であると認められた障害児等(個別配慮児)1人に対して会計年度任用職員(旧臨時職員)1人を配置する。 私立 各私立学童保育クラブ運営法人にて設定するため、区での把握なし。				公立 【特例配置】 安全な集団保育の確保が困難である 〇 と判定したとき、特例的に会計年度 任用職員(旧臨時職員)を配置する 等。	あつくも週吊の体制で体 本寸やも坦入には、加取

	を受け入れて いる学童に放 課後児童支援		問4 加				書 問 5 加配を実施している場合の具体的内容(複数回答可)							
			児受入推進事業、障の活用状況 国事業の 国事業を 範囲内で 上回って 加配して 加配して		障害児受入強化推進事業 :I		障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。		常の人員配置に加えて、配慮が必要とな 見童に対しての加配対応を想定した人員 あらかじめ配置。	現場の支援員からの間き取りの上で、必要に応じてクラス加配として支援員を配置。)] ?	の他	備考	
江戸川区	0		9	0							С	障害児受け入れにかかる職員加配については、児童1名受け入れに対して職員1名加配を原則としているが、保護者との面談等を実施しなから職員加配を決定している。	ラブは民設民営の4事業 者(支援の単位数は4)	
八王子市	0		0			0	「八王子市学童保育所障害児保育実施要領」に基づき、入所審査会議にて加配の要・不要、また必要に応じて入所の適否を審査し、判定する。職員の配置は、原則として加配対象児童2名につき1名とする。			0				
立川市	0		0			0	障害児等(加配対象児童) 2名に対し1名 対象児童1~2名⇒1名配置 対象児童3~4名⇒2名配置				С	・加配対象児童ではないが、配慮が必要な児童と判断した場合は、加耐対象として施設の加配枠の中で配置 (公設公営のみ)	が 己 量	
武蔵野市	0				〇 活用していない	0	障害児2人につき、補助指導員1人以上を配置							
三鷹市	0		0				障がいのある学童1~2人に対し、1人の嘱託職員等を配置する。ただし、障がいのある学童の障がいの程度によっては臨時(非常勤)職員を配置する。							
青梅市	0		0			0	障害児2人に対して、1人の人員を配置。		シェレヤフ和町サウにウドマセミム		-			
府中市	0				受入児童数により、範囲内の加配 (になる館と範囲を 上回る加配を行う 館がある。			0	必要となる加配対応に応じてあらか じめ必要人員を配置しているが、実際に対応する人数は児童の利用状況 による。必要人員数は聞き取りや観察を基にした審査の上、必要に応じて決定している。					
昭島市	0		0			10	障害児2名に対して職員1名の加配	+			+			
調布市	0			0		0	障害児枠で入会した児童1人に対し、1人加配を配置する。	0	障害児枠ではない入会をした児童1 人に対し、障害児入会審査会で加配 対応の承認を経て加配1人を配置す る。					
町田市	0		0			0	内規により、障がい児加配対象児童を下記のとおりとしている。 (1)身体障害者手帳の交付を受けている児童 (2)療育手帳等の交付を受けている児童 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童 (4)学童保育クラブにおいて個別の支援が必要である児童 ※(4)については、必要性を審査のうえで配置の要否を							
							決定している。							
小金井市	0		0			0	1~3年生加配対象児童が、 2人の場合、会計年度任用職員(時給制)1人を加配する。 2人未満の場合も、 "1人を加配する。							
小平市	0		0			0	障害児2人に対して職員1人加配。(程度により、障害児1人に対して職員1人加配)	0	配慮が必要となる児童2人に対して、職員1人加配。(程度により、配慮が必要な児童1人に対して職員1人加配)					
日野市	0			0				╧	/ NH 80/	0	\bot			
東村山市	0				職員数は障害児2 名ないし3名名をがきましる者指導して限度害の程度のといるという。 は、大力では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、						С	原則1施設につき障害児2名ないし3 名程度の在籍につき指導員を1名加配できるとしているが、児童の障害 の程度や、現場の支援員からの聞き 取りにより保育に支障が生じる可能 性がある場合など、必要に応じて加配人数を決定している。	를	

	囲っ	陪宝旧	BB 4 to	和え宝佐」	ている 担合の国の陪宝	問 5							
	を受け入軍に対している。という。		児受入推	進事業、隨	をいる場合の国の障害	居 問5 加配を実施している場合の具体的内容(複数回答可)				現場の支援員か			
			の活用状	沢 国主業を				る」	常の人員配置に加えて、配慮が必要とな 見童に対しての加配対応を想定した人員 あらかじめ配置。	らの聞き取りの 上で、必要に応 じてクラス加配	その	他	備考
	(No	いいえ	加配して いる	加配して				-		として支援員を 配置。			
国分寺市	0	0.0.7	0					0	公設の学童では、「障害児入所協議会」という庁内の機関で、対象児童の障害状態を踏まえて加配が必要か否かを検討し、加配の有無、支援の内容を確認した後に加配の職員を配置する対応を取っている。対象となる児童に対し、加配職員1名を充てている。				
国立市	0	1	0			-		_		0			
福生市	0		0			0	入所基準表に基づき、障害の程度で職員加配数を算出して いる。						
狛江市	0		0					0	登所予定表を基に必要な人員を配置 している。	0	0	手帳の有無、保護者面談、学校、保育園等に聞き取り調査を行い、 必要な人数を配置している。	
東大和市	0				入所前に学童指導員による面談を行い、加配について決定を行っている。					0			
清瀬市	0		0		0	0	障害児2名に対し非常勤職員1名加配			0			
東久留米市武蔵村山市				0		0	直営の学童保育所においては、児童2名につきアシスタント職員を1名配置するが、このアシスタント職員が障害児選任の担当ということではなく、障害児の受け入れに伴って、専門職員のサポートをするための人員となる。業務委託する学童保育所においては、障害児2名につき職員1名(常勤職員でなくとも可)を加配する。						
此限刊山巾		0				+	特別支援学校、特別支援学級在籍児童は1名に1名の加配	+					
多摩市	0			0		0	職員、特別支援教室在籍児童は3名に1名を基準としている。就学相談等での判定と保護者の意向が異なる場合は、 判定に基づいて加配対象としている。						
稲城市	0		0			0	配慮が必要となる児童2名に対し1名の加配職員を配置している。			0			
羽村市	0			0		0	愛の手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童2人に対して加配対応補助員1名配置				0	保護者から加配申請がない場合で も、発達障害の可能性があり、安全 面に配慮が必要な児童について、補 助員を1名配置している(補助外)	
あきる野市	0			0		0	障害児等が入会する学童クラブには、障害児2人に対して、職員を1人配置する。			0			
西東京市	0			0				0	個々の児童について出身保育園等 にヒアリング・確認をして、専門家 を交えた判定会議で加配人数を決定 する。		0	個々の児童について出身保育園等 にヒアリング・確認をして、専門家 を交えた判定会議で加配人数を決定 する。	
瑞穂町		Ŏ											
日の出町 檜原村		0						+			\vdash		
奥多摩町		0											
大島町	0		0					0	①定員19名のうち、障害児1名に職員1名・その他2名 ②定員19名のうち、職員2名				
利島村 新島村		+						+		1	\vdash		
神津島村		0											
三宅村 御蔵島村	-	0						+			\vdash		
八丈町		0	1			+		+			\vdash		
青ヶ島村													
小笠原村			L				<u> </u>			<u> </u>			